

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年5月31日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和2年12月16日(水)午前8時57分頃、周南市弥生町2丁目において、産業振興部農林課職員が運転する公用車が、市道二番町緑町線の交差点に進入した際、市道を走行中の相手方車両に衝突し、相手方及び相手方同乗者が負傷した人身事故並びに物損事故

(2) 損害賠償の相手方及び額

別紙のとおり

(3) 損害賠償の合計額

¥480,664-

2 専決処分の年月日

令和3年4月30日

(別 紙)

NO	相手方	損害賠償額
1	[REDACTED]	454,000円
2	同乗者（相手方1の未成年の子）	26,664円